

第3期 小浜市子ども・子育て支援事業計画に関する市民パブリックコメント意見募集の結果

令和7年3月14日

小浜市 民生部 子ども未来課

- 意見の募集期間 令和7年1月20日～2月10日
- 意見提出数 提出者3名（提出意見のべ11件）

【提出された意見の概要および市の考え方】

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
1-1	小浜市の一番の課題は年々深刻となる人口減対策と思います。小浜市の子育て支援の現状は、決して他府県と比較しても遅れていません。ひと昔なら考えられないほど充実してきていると思います。そのうえで、フルタイムで働く人が増えている中、第三次産業の従事者、変則勤務が増えています。こうした人のニーズは延長保育だと思います。祖父母も定年延長、年金の支給年齢があがるなかで、60歳を超えてもフルタイムで働いています。公立でも延長保育を充実させる必要を感じます。	・現在公立園で延長保育を実施しているのは、浜っ子こども園のみとなっています。今後も保護者ニーズを確認しながら対応してまいります。
1-2	保育の充実の項目に「保育園の統廃合および民営化」とありますが、統廃合と民営化が保育の充実になるとの説明がありません。	・以下のとおり、説明を追記いたします。 「市立保育園の統廃合および民営化に取り組み、最善な保育環境を等しく確保し、多様な保育ニー

<p>1-3</p>	<p>小浜の重要課題はどうして人口減を止めるかという対策です。それなのに、相変わらず子育ては子ども未来課が、人口対策は未来創造課が考えるという縦割りで対策を考えていては発想が変わらないと思います。</p> <p>第一は大卒就業先を増やすこと。大学進学率が上がっているのに小浜には大卒の就職先が少ないこと、これが人口減につながっています。また、子どもが増えない要因の一つが男女の人口差です。解決のためには小浜の残る女性を増やすか、小浜に移住してくれる女性を増やすしかありません。その秘訣は、小浜を女性にとって魅力ある町にすることです。子育て支援策を充実しただけでは解決できません。</p>	<p><u>ズに早期に対応していきます。」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少対策については本市の喫緊の課題と認識しています。子育て施策はもとより、企業誘致や移住定住施策、U・Iターンの促進等、市役所内の組織を横断しての取り組みを一層進めてまいります。
<p>2-1</p>	<p>誰でも通園制度について</p> <p>預かり時間月 10 時間というのは何かの規定なのか？とても短く感じる。制度を喜んで利用する人はいるのだろうか？と思うレベル。どういう層をターゲットとしているのか不明。現行の一時預かりを利用した方がよっぽど助かる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こども誰でも通園制度は、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、令和 8 年 4 月から全国すべての自治体で開始するよう国が発表している施策であり、現時点の想定では、0 歳 6 か月から満 3 歳未満のお子様を対象に、月 10 時間までご利用できるサービスとなっています。本制度については、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的に実施するものであり、同年代のお子様と

<p>2-2</p>	<p>産後ケアについて</p> <p>わたしも利用させていただいたが、枠が少ないため、希望日に予約が取れないことがあると聞いてかなり早めに予約を入れた記憶がある。月2回しか実施していないというのも予約の取りにくさに繋がっていると思う。また、利用可能回数が2回というのも少ないと感じる。ただ、上の子の時は4か月までだったのが、下の子の時には1歳まで利用できるようになっていたのはありがたかった。利用したい時に、希望通りに利用できるようになっていくことを願う。</p>	<p>のふれあいなどを通じ、お子様の育ちを支援していくものです。</p> <p>なお、現行の一時預かり事業につきましては、保護者の都合により家庭での保育が一時的に困難となる場合を想定し、こども誰でも通園制度開始後も継続してサービスを提供する予定です。</p> <p>・産後ケアについては、市の指定施設で月2回実施しているほか、希望される方のご家庭に助産師が訪問する「お家でコース」も令和5年度から始めています。</p> <p>今後も利用される方のご希望にそえるよう、内容や利用方法などの充実に努めてまいります。</p>
<p>2-3</p>	<p>一時預かり（幼稚園型）について</p> <p>保育施設によって利用規定が違うのか。利用しているこども園では、平日の預かり保育は何か理由のある時しか利用できないと説明を受けた。しかし他園では、特に預ける理由はないがほぼ毎日預けているという人もいた。計画案を読んだ限りでは、利用している園の規定が正しい気はするが、施設によって差があるのはあ</p>	<p>・施設によって利用要件が異なることはありません。一時預かりの幼稚園型については、一時的に保育が困難な場合、こども園での教育時間を超えて子どもをお預かりする事業です。この一時的に保育が困難な理由については、利用の度に確認することとなっています。</p>

<p>2-4</p> <p>2-5</p>	<p>あまりいい印象ではない。</p> <p>一時預かり（一般型）について 6時間未満 2,000円→5時間未満 2,000円、4時間未満 1,000円→3時間未満 1,000円に変更され、実質値上げになったのが信じられない。世間の流れと逆行している。1人目で利用させていただいていた時に、午前も午後もおやつをお世話になって非常に助かった。食べることを考えなくていいというのが最大のリフレッシュ。5時間未満ではそれが不可能。これは絶対に戻していただきたい。第2子以降は月72時間以内なら無料で利用できるのは非常にありがたい。第1子ももう少し利用しやすくなることを願う。</p> <p>認定こども園・保育園について わたし自身が下の子の育休中で、上の子を1号認定で幼稚園部に通わせている身としては不公平感が拭えない。育休中なら本来ならば幼稚園部のあるこども園にしか通わせられない(保育園を利用できる規定ではない)はずなのに、地域の保育園に普通に通えている人がいるのはなぜか疑問。その辺りの不公平感は、保育園の統廃合や民営化で解消されると解釈して良いのか。</p>	<p>・一時預かり（一般型）事業につきましては、現在第1子のみ利用料が必要となっており、これまでの利用状況を勘案し、時間の区切りを設定しました。今後は、利用者の皆様のご意見やこれからの利用状況を踏まえながら、保護者の皆様が安心して預けられるよりよい場所となるよう、努めてまいります。</p> <p>・保育園等は保育の必要性がある子どもをお預かりする場所ですので、本来育休中のお預かりは対象外となりますが、子どもの育ちを第一に考え、育休の取得・終了により入退園を繰り返すことで、子どもの環境を変えることは避けるべきとの考えから、本市では継続してお預かりをしています。ご指摘のとおり、在園する施設により、認定区分が異なることがあります。</p> <p>この件につきましては、保育園等の運営に関することですので、統廃合民営化とは別のこととご</p>
-----------------------	--	---

		理解ください。
3-1	<p>P32（1）教育・保育サービスの拡充について</p> <p>「～心も体も健やかで豊かな感性を持ったおぼまつ子を育む～」を基本理念（案）とし、基本目標2「子育てと仕事の両立を支援する環境づくり」の施策の方向（案）として一番目に「教育・保育サービスの拡充」を示し、①～⑤の具体的施策とその内容が記載されていますが、保育施設を利用する子どもと保護者にとって使いやすい施設を整備することが必要と考えます。</p> <p>2020（令和2）年の策定時以降、新型コロナウイルス感染拡大や能登半島沖地震災害によって児童福祉法が定める保育所保育は社会的に必要不可欠な施設であると再認識されました。新型コロナウイルス感染予防対策として「三密回避」が提唱されましたが、それを実現していくためには、居住地に近い小学校区単位での未満児から5歳児までの乳幼児を受け入れる保育施設をきめ細かく整備していく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>・保育園は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場となります。また保育園は、年齢に応じた様々な経験により得られる力を培う場となるよう努めています。そんな中、一部の公立園では少子化の影響により、在園児数が定員を大きく下回り、初めての集団活動を迎える幼児期における最適なクラス人数の確保が難しい状況になりつつあります。本市では、子どもの育ちを第一に考え、最善な保育環境を等しく確保し、多様な保育ニーズにも早期に対応することを目指し、小浜市立保育園統廃合および民営化計画に基づき取り組んでいます。</p>
3-2	<p>年度途中で1歳の誕生日を迎え、育児休業期間を終える児童が利用できない市立保育園があることから、地域外の保育施設を利用することとなり、兄弟姉妹で異なる保育施設を利用する事例や最初に利用した施設で卒園を迎えることから、市立保育園の入所者が減少する事例も見受けられます。市立保育園の統廃合および民営化について取り組みますと施策内容の記述がありますが、子</p>	<p>・公立園の環境整備については、保育園からの聞き取りに加え、施設点検も年2回行い、緊急度や老朽度を考慮した保育施設の修繕計画を立てて、修繕等に取り組んでいます。</p>

<p>3-3</p>	<p>どもの日常生活圏内に子どもの生活を日常的に支えてきた公立の保育園・こども園は、地域の各種子育ての要になる施設としてその役割を果たしています。この施設の更新費用、改修費用は一般財源化されたため、小浜市が長期的な計画を立てない限り進まないことから、公立の保育施設の更新・改修の長期計画の作成に取り組めます、との文言に改めてはいかがでしょうか。</p> <p>小浜市民が求めているのは、子どもたちの育ちと発達を保障する質の高い保育を提供する保育施設であり、そのためにも、少子化による保育施設利用者の減少を機に施設設備や人員配置基準を改善し、小浜市が自ら運営する公立の保育施設整備と、それに見合った保育士の育成、確保こそが求められています。</p>	<p>・保育士の育成、確保については、本市の喫緊の課題と認識しています。このことから、令和5年度に「おばまでがんばる保育士応援事業」を立ち上げ、公立園・私立園を問わず、本市における保育人材確保事業に取り組んでいるところです。</p>
------------	---	--